

地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第24号

地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則の一部を改正する規則

地方独立行政法人静岡県立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する規則（平成21年静岡県規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(財務諸表)</p> <p>第7条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）第2章に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。</p> <p>(事業報告書の作成)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>法人に関する基礎的な情報</u></p> <p>ア <u>目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要</u></p> <p>イ <u>事務所の所在地</u></p> <p>ウ <u>資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。）</u></p> <p>エ <u>役員の氏名、役職、任期及び経歴</u></p> <p>オ <u>常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び法人への派遣職員の数</u></p> <p>(2) <u>財務諸表の要約</u></p> <p>(3) <u>財務情報</u></p> <p>ア <u>財務諸表に記載された事項の概要</u></p> <p>イ <u>重要な施設等の整備等の状況</u></p>	<p>(財務諸表)</p> <p>第7条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解（平成16年総務省告示第221号。以下「会計基準」という。）第2章に定める<u>純資産変動計算書、</u>キャッシュ・フロー計算書及び<u>行政コスト計算書</u>とする。</p> <p>(事業報告書の作成)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1) <u>法人の目的及び業務内容</u></p> <p>(2) <u>県の政策における法人の位置付け及び役割</u></p> <p>(3) <u>中期目標の概要</u></p> <p>(4) <u>理事長の理念並びに運営上の方針及び戦略</u></p> <p>(5) <u>中期計画及び年度計画の概要</u></p> <p>(6) <u>持続的に適正なサービスを提供するための源泉</u></p> <p>(7) <u>業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策</u></p> <p>(8) <u>業績の適正な評価に資する情報</u></p> <p>(9) <u>業務の成果及び当該業務に要した資源</u></p> <p>(10) <u>予算及び決算の概要</u></p> <p>(11) <u>財務諸表の要約</u></p>

ウ 予算及び決算の概要

エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

(4) 事業に関する説明

ア 財源の内訳

イ 財務情報及び業務の実績に基づく説明

3 事業報告書には、年度計画に記載されたセグメント（法人を構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（会計監査報告の作成）

第10条 （略）

2 （略）

3 会計監査人は、法第34条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

(1)～(3) （略）

(4)～(6) （略）

4 前項第4号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 正当な理由による会計方針の変更

(2)・(3) （略）

(12) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明

(13) 内部統制の運用状況

(14) 法人に関する基礎的な情報

（会計監査報告の作成）

第10条 （略）

2 （略）

3 会計監査人は、法第34条第1項に規定する財務諸表並びに同条第2項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

(1)～(3) （略）

(4) 第2号の意見があるときは、事業報告書（会計に関する部分を除く。）の内容と法第35条第1項に規定する財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容

(5)～(7) （略）

4 前項第5号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

(1) 会計方針の変更

(2)・(3) （略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。